

第2回教育委員会定例会会議録

平成30年2月20日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光三郎
	委 員	高 橋 宏
	委 員	猪 熊 緑
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 施 設 担 当 課 長	山 本 俊 彰
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第5号	平成29年度教育費(3月)補正予算(追加)案の提出について	
議案第6号	平成30年度教育費予算案について	
議案第7号	国立市学校施設整備基本方針の策定について	
報告事項	1) (仮称) 国立市文化芸術振興条例案について(答申)	
議案第8号	国立市文化芸術条例案について	
報告事項	2) 平成30年度教育委員会各課の事業計画について(教育総務課、 建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)	
	3) 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて	
	4) 市教委名義使用について(6件)	
	5) 要望書について(2件)	
議案第9号	臨時代理事項の報告及び承認について (校長、副校長の人事異動について)	当日配布
議案第10号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	当日配布

午後2時00分開議

○【是松教育長】 それでは皆さん、こんにちは。平昌の話題がもう既に出ておりますけれども、日本人選手が活躍して大変盛り上がっております。そういうものに浮かれていられないのが中学校3年生でございまして、今週の金曜日によいよ都立校の一般入試があるところでございます。ぜひ頑張ってもらいたいと思っている次第です。

それでは、これから平成30年第2回教育委員会定例会を開催いたします。きょうの会議録署名委員を嵐山委員にお願いいたします。

○【嵐山委員】 はい。

○【是松教育長】 本日の審議案件のうち、議案第9号、臨時代理事項の報告及び承認について（校長、副校長の人事異動について）と、議案第10号、同じく臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）は人事案件でございますので、秘密会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 また、報告事項1、（仮称）国立市文化芸術振興条例案について（答申）は、議案第8号における、国立市文化芸術条例案についてと関係がありますので、一括して説明の後、ご質問、ご意見を伺い、議案8号については採決をすることといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に、教育長報告を申し上げます。

1月23日火曜日の第1回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業についてでございます。

1月24日水曜日に中学校生徒会役員と教育委員の懇談会を開催いたしました。

同日は、東京都教育委員会と都市教育長会との連絡協議会が開催されております。

また、同日、給食センター運営審議会において、埼玉県鶴ヶ島市の給食施設の視察を行っております。

1月26日金曜日には、八小が自主研究発表会を行いました。

また、同日は、文化財防火デーでございました。予定されておりました谷保天満宮での消防演習でございまして、前日等の雪の影響によりまして中止になっております。

1月28日日曜日、生涯学習課による小学生の車椅子バスケットボール試合観戦事業が行われました。

また、くにたち図書館におきましては、くにたち図書館運営に関する意見交換会を行っております。

また、同日より1月30日まで、一中1年生が自然体験教室に出かけております。

1月30日火曜日には、（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会より、条例案が答申されました。後ほどご報告させていただきます。

同日、二中の1年生が2月1日まで自然体験教室を行っております。

2月2日金曜日、三中におきまして、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の研究発表会が行われました。

また、同日は東京都市町村教育委員会連合会による研修会も実施されております。

また、同日、東京都教育委員会教員表彰式がとり行われまして、八小の山崎忠彦主幹教諭が特別支援教育への功績により表彰されております。

2月4日日曜日には、第9回中学生「東京駅伝」が味の素スタジアムで実施されました。国立市の中学

生、大変頑張って健闘いたしました。男子 44 位、女子 47 位、総合で 49 位という成績でございました。

2月5日月曜日には、公民館、図書館が国立市監査委員による定期監査を受けております。なお、定期監査は2月6日まで行われました。

2月6日火曜日に、校長会を開催いたしております。

2月7日水曜日には、都市教育長会が開催されました。

2月9日金曜日、平成30年度の教育課程の届出相談を開始いたしました。3月1日まで適時相談を受けつけるところでございます。

2月13日火曜日には、公民館運営審議会を開催しております。

2月14日水曜日、一小におきまして、国立市研究奨励校研究発表会が開催されました。

2月15日木曜日、文化財保護審議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

2月18日日曜日になります。社会体育事業として「スポーツこどもの日」を開催いたしました。72名の申し込みのところ、当日66名の子どもたちの参加があり、陸上競技、体操、車いすバスケットボールなどの競技を体験いたしました。

2月19日月曜日には、第2回国立市教育フォーラムを開催いたしました。平成30年度より、小学校全校で開級する予定の特別支援教室の運営に関して、発表や協議を行ったところでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 1月の後半から本日まで、ちょうど3学期が始まりまして、残りの1カ月間という時期にさまざま充実した企画が行われ、参加をさせていただきました。簡単に報告をさせていただきます。

1月24日が、中学校の生徒会役員と教育委員の懇談会がありまして、生徒会の子どもたちと我々と教育委員会との懇談をさせていただきました。子どもたちは、しっかりと自分たちのこと、今後のこと、今の学校のありよう等々、生の声を聞くことができよかったですと思います。ことしの懇談会で特筆できることは、国立市のオンブズマン2名の方に見学に来ていただいて、急だったのですが、かなりの時間、状況等を見ていただけたのは非常にいいことだなと思いました。子どもオンブズマン制度も今、動いているところですので、非常によかったなと思っていますし、オンブズマン制度についても少しだけ話をしてもらったので、少し理解が深まったのかなと思っています。

あと、八小、三中、一小と研究発表や公開授業もかなりの学校で行われて、1年間の成果を出すべく、子どもたち自身と先生も含めて研究を積み上げてきたものの発表を聞きました。全部よかったのですが、その中で特におもしろかったのは、2月3日に第七小学校で発表会といますか、「わくわく発表会」というのですかね。子どもたちが自分たちでテーマを決めて、それについて研究をして発表する。地域の人や保護者、あと子どもたち同士もいろいろなところに聞きに行くということで、小学校1年生から6年生までやっていました。5年生だったと思うのですが、オリンピック・パラリンピックの研究をしていると。一つの教室、クラスでそれがまた4、5人ずつで研究は分かれますから、たくさんあるのですが、一つの子たちはメダルの研究をしていました。オリパラの研究は、普通は競技の研究や歴史が多いのですが、メダルの研究をしていると。非常におもしろいところに目をつけて、調べるのだなと思いました。重さや形の違いなどを調べるのです。私も初めて知ることが結構多かったのですが、そういうことに子どもたちが、子どもたちの視点で新しいものに気がついていくことができる機会を与えられて、それを実際にやられているというのを垣間見て、非常にうれしく思いました。

あと、昨日スクールソーシャルワーカーさんが国立市は2名の方が活躍しているのですが、時々

お話をしに行くのです。きのうも伺いました。実際の今の活動の状況であるとか、大変だと思うのです。細かいことまではもちろん聞けないのですけれども、状況をいろいろとお聞きしました。それからもう一つは、ことしの2月13日の火曜日に、これは社会福祉協議会になるのですけれども、社会福祉協議会が50周年の記念事業として講演会を行いました。その中でテーマはCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）、地域のソーシャルワーカーさんの活動状況の発表とそれについての講演だったのです。その中で子どもたちに関する発表もありましたし、国立市の中でそういうソーシャルワーカーさんが非常に働いている状況を垣間見ることができました。いわゆる介護の世界とか、しょうがいの世界でのソーシャルワーカーさんの動きはもちろんあるのですけれども、近いところで学校でのソーシャルワーカーさんとか、地域でのソーシャルワーカーさんの動きが非常に顕著に出てきている。当然それはいろいろな機関と連携をしながら動いているのですけれども、このことというのは大切なことだし、国立ならではのことがあると思うので、その方たちの活躍がますますされていけばいいし、できるだけ私も勉強させてもらいたいなと、これは感想でございますけれども、思っているところでございます。

最後に質問が二つなのですが、アートビエンナーレが行われて、年度末に発表があるかと思います。それから、「Play Me」というピアノの事業が3月に行われますが、その状況と今後の予定がわかれば教えていただきたいと思えます。

○【是松教育長】 二つというのは、その中身が二つということですか。

○【山口委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、アートビエンナーレの進捗状況について。津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 アートビエンナーレ2018の進捗状況ですが、まず柱となります彫刻展につきましては、第一次審査が済み、入選作品10作品が決まっている状況でございます。こちら3月に入りましてから、台座をつくって、3月15日から19日くらいに作品を設置する運びとなっております。その後、3月29日に設置された作品を見ながら最終選考により受賞を決め、大賞等を発表する授賞式が行われる運びとなっております。一方、ピアノのイベント、「Play Me, I'm yours」では、現在10台のピアノをいただきまして調律も済ませ、アーティストによる装飾、ワークショップを行っての装飾等準備を行い、3月17日からの開催に向け進めている状況でございます。

また、3月16日にキックオフのイベントとしまして、今、JR国立のビルの中に10台のピアノが置いてありますが、そこでの演奏や、装飾されたピアノ10台を発表していきたいと思っております。

これら広報につきましては、「オアシス」でもしておるのですけれども、また追加で臨時号を出していくことと、「くにたちの教育」の3月5日号でもご紹介させていただくこと。あと、テレビ関係や新聞等報道機関では特に「Play Me」について、いろいろ取材を受けています。さらに、これから市のホームページも含めてPRを充実させて、この事業を盛り上げていきたいと思っております。

以上です。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想ありましたら。

猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 感想です。私は2月4日の東京駅伝と、2月10日に行われました小学生のミニバスの大会を観戦に行かせていただきました。選手になっているお子さんたちは本当に一生懸命走ったり、バスケットをしたりして、キラキラしていてすてきだなと思ったのですが、応援も保護者の方とか学校の方とか、お友だちが応援している姿もあるのですが、その選手の子たちも自分たちが終わると違うチームや自

分の学校の男子や女子を応援していて、その姿も非常にいいなと思って見ておりました。

最近ではスポーツ観戦をすることも多くなっておりまして、テレビなどで中継されたり、ネットとかで中継されたりしていて、観戦するところを見ることも多くなって、応援することになれてきているというか、応援の大切さみたいなこともよくわかっている、一生懸命応援しているのだなということで、いい姿だなと思っておりました。恐らく学校にもオリンピック・パラリンピアンの方たちが来てくださって、いろいろ講演して下さると、やはり皆さん応援が力になったということをお話して下さるので、そういったところから、子どもたちの中にも応援しようというのが根づいているというのも変なのですが、気持ちが芽生えてきているのかなと思って見てきました。

とてもスポーツはいいなと思いました。感想です。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 先ほどの教育長報告にもありました研究会、私は八小と三中の研究会に参加しましたので、少し感想を述べたいと思います。

まずは八小では、6年生理科の「物の溶け方」の授業を見ました。進度の異なる二つのクラスを比べてみると、単元の狙いとか、指導計画、大変明確になりわかりやすかったという印象です。八小の研究発表によりますと、科学的思考力、判断力、表現力を育てるための指導法を4年間続けてきて、その実践してきた結果、理科が好きという児童が80%を超えるようになったということで、これは大変うれしいことだなと思います。いかに授業の中で場を設定する工夫が今、必要なと思った次第です。

三中は平成29、30年度、東京都教育委員会「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」として深く考える生徒の育成を目指して主体的、対話的で深い学びによる授業改善に取り組んでいます。1年生と2年生の理科の授業を見ました。生徒は熱心に実験に取り組んでいたところ。2年生を中心に見たところ、さまざまな回路を組んで豆電球の明るさを比べ、なぜ明るさが異なるかという課題。生徒はやや難しい課題に苦労しながら、二人で相談しながら実験をしていました。この2人1組の実験というのは、大変効果があるなど。4人1組よりは、人に頼らない、自分で考えなければならない。そういう点でよかったなと思います。

学習指導案も丁寧につくられていて、その中に教師の机間指導が多かったこと。それから、個別に助言するという計画が盛られていたこと。実際にその場面を見ることもできました。これは、助言者である東京女子体育大学の田中洋一先生が指導してきた成果だなと思います。先生が指摘しているそのポイントは、まず課題を設定し、生徒に考えさせるのだと。教師は生徒が自分の考えを持ちやすい発問にしていく。そして生徒を丁寧に見て、個別に支援する。実際の実験の場面では、ワークシートに自分の考えを書けない生徒もいました。私はその生徒に少しアドバイスをしながら、その学級の授業で成果が出るように見守ってきたところです。

以上のように三中の授業は、以前と比べると変わってきた、よくなってきたなという印象です。中学校の授業が少しずつ変わっていくことを期待しています。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。



○議題（2） 議案第5号 平成29年度教育費（3月）補正予算（追加）案の提出について

○【是松教育長】 よろしければ、次に議案第5号、平成29年度教育費（3月）補正予算（追加）案の

提出についてを議題といたします。川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第5号、平成29年度教育費（3月）補正予算（追加）案についてご説明をいたします。

本議案は、2月末より開催されます第1回国立市議会定例会に補正予算案を追加で提出するため、提案するものとなっております。

議案を1枚おめくりください。追加は歳出予算2件となっております。項2小学校費、項3中学校費の修繕費（小中学校プール配管改修事業）につきまして、第四小学校及び第一中学校でプールのろ過配管が劣化し、漏水していることがここで判明したため、限度額をそれぞれ500万円と設定し、平成29年度から平成30年度までの債務負担行為として補正予算を計上するものとなっております。

平成30年度当初予算ではなく、平成29年度からの債務負担行為とする理由につきましては、ほかのプール施設関連予算同様、平成30年度のプール授業開始までに工事を完了させる必要があります、できるだけ早い段階で業者と契約締結を行い、工事に着手するためとなっております。さらに、市議会定例会においても、2月26日の議会初日に即決案件として提案する予定となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 単純な質問なのですが、専門的な用語がわからない。すぐに工事を始めなければいけないから、ここで予算計上するという考え方でいいですか。

○【是松教育長】 債務負担行為も含めて、もう少し丁寧に説明をお願いします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 基本的にはプール授業に間に合わせるためということで、ここで予算を提案させていただくものとなっております。

債務負担行為につきましては、予算というのは、その年度で完了させなければいけないということがあるのですが、ただ、どうしても年度をまたがってしまう今回のような案件が出てきますので、そのような場合については、複数年にまたがって予算を計上する形をとりますので、それが債務負担行為という考え方になります。今回このような形でやらせていただく予定となっております。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 数字がゼロで意味がよくわからないのですが。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 平成29年度の予算執行はございませんので、平成30年度にある程度工事が完了した段階で支払うという形になりますので、平成29年度としてはゼロになります。限度額という形で設定をして、債務負担行為はこのような形になりますので、今回の案件につきましては、2件で1,000万円の予算計上と考えていただければと思います。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。大変わかりづらくて申しわけございません。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 議案第5号、平成29年度教育費（3月）補正予算（追加）案の提出については可決といたします。

◇

○議題（３） 議案第６号 平成 30 年度教育費予算案について

○【是松教育長】 次に、議案第 6 号、平成 30 年度教育費予算案についてを議題とします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 6 号、平成 30 年度教育費予算案についてご説明をいたします。

当議案につきましては、先ほど同様 2 月末より開催されます第 1 回国立市議会定例会に予算案を提出するため、提案するものでございます。平成 30 年度教育費全体の予算案につきまして、お手元に資料を配付させていただいております。

初めに歳出予算からご説明をいたします。1 枚に左右 2 ページずつページをふってございますので、そのページに従って、政策関連経費を中心に説明をさせていただきます。

まず、17 ページをお開きください。左上にありますように、款、項、目という形に科目が分類されております。款の 10 が教育費、項の 1 が教育総務費、目の 1 が教育委員会費となっております。さらに隣の 18 ページ左上にありますように、目の下は節として分けられております。節 1 報酬、節 8 報償費という形となっております。その右の説明の欄をごらんください。説明として、事務事業名が設定されております。1 教育委員会運営事業費というような次第です。さらに事務事業ごとに、節として、1 報酬、8 報償費と分けられ、さらに細かく、2 委員ですとか、3 謝礼のように細節というものが設定されております。

具体的な内容の説明に入ります。17 ページ左上、款 10 教育費をごらんください。平成 30 年度の教育費当初予算案では、総額で 28 億 4,559 万 3,000 円を計上してございます。一般会計総額に対する構成比は 9.04%でございます。

ごらんいただいている 17 ページからが歳出予算となっております。款 10 教育費のうち、項 1 教育総務費の構成につきましては、目 1 教育委員会費、目 2 事務局費、目 3 教育指導費からなっており、主に教育総務課、教育指導支援課の所管する予算が計上されております。

22 ページ中段をごらんください。目 3 の教育指導費の事務事業、1 学校指導等嘱託員報酬の節 1 報酬、細節 4 嘱託員に数多くの嘱託員報酬が記載されておりますが、その下から 3 番目、中学校部活動指導員報酬ですが、教員の負担軽減と部活動の指導体制の充実を図るため、平成 30 年度より予算を増額し、時間数を拡大することで、教員の働き方改革等への取り組みを進めてまいります。

その二つ下、スクール・サポート・スタッフ嘱託員報酬ですが、教員の事務作業等の補助を行う嘱託員を新たに小中学校全 11 校へ配置し、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備してまいります。

28 ページをごらんください。中段の事務事業、11 外部指導者等人材活用事業費の節 8 報償費の細節 3 謝礼の下から 2 番目、家庭と子どもの支援員謝礼ですが、いじめ、不登校等の生活指導上の課題に対応するため、支援員謝礼を増額し、現在の 4 校の配置から小中学校全 11 校の配置へ拡大をいたします。

1 枚おめくりいただき、30 ページの一番上、事務事業、13 学校教育向上支援事業費では、これまでの小学校に加え、平成 30 年度より中学校において、定期考査前や長期休業中に地域人材を活用した補習教室として、放課後学習支援事業を実施するため、その講師謝礼を計上しております。

さらに 1 枚おめくりいただき、32 ページをごらんください。上から 3 段目、前のページから続きます事務事業、16 情報教育等関連事業費ですが、節 14 使用料及び賃借料の細節 5 賃借料の学校パソコン等賃借料に、新学習指導要領のプログラミング教育の必修化に対応するため、小学校 8 校に 40 台ずつタブレット型パソコンを導入する費用を計上しております。

また、次の事務事業、17 学校教材整備・活用推進事業費の節 18 備品購入費として、ICT教育環境の整備のため、中学校3校に大型テレビを購入する予算を計上しております。

31 ページの下段以下は、項2小学校費となっております。目1学校管理費から始まりまして、目2教育振興費、目3学校保健衛生費、目4特別支援学級費、目5学校整備費まで、小学校の学校運営にかかわる予算が計上されております。59 ページから、項3中学校費として、小学校費と同様に五つの目から、中学校の学校運営に関する予算が計上されております。

58 ページをお願いいたします。下段の目5学校整備費の事務事業、1小学校耐震補強・大規模改修事業費では、非構造部材耐震化対策として、小学校1校、こちらは第六小学校となりますが、校舎の天井材等の落下防止対策工事及び屋上防水工事等を実施するための工事費が計上されております。なお、本工事につきましては、平成31年度までの2カ年で実施する予定となっております。

次の60ページをごらんください。中段やや上、事務事業4の小学校施設改築事業費として、保全計画上の耐用限度が迫っております第二小学校建てかえに向け、平成30年度以降、建てかえの具体的な計画となる第二小学校改築マスタープランを作成してまいりますので、その作成支援委託料を計上しております。

1枚おめくりいただき、62ページをごらんください。項3中学校費の目1学校管理費になりますが、中段の事務事業、4学校運営・備品維持管理事業費ですが、下から2番目の節14使用料及び賃借料の細節5賃借料につきまして、中学校3校の体育館に部活動等における熱中症予防のため、移動式エアコン、大型冷風機をレンタルにて設置するための予算を計上し、本格導入が可能かどうか検証を行ってまいります。

74ページをお開きください。上段、同じ項3中学校費の目4特別支援学級費の事務事業、1特別支援教室運営整備事業費につきまして、平成31年度より、中学校において特別支援教室事業を開始するための教室改修工事費や教科備品の購入費を計上しております。

1枚おめくりいただき、76ページをお開きください。上から二つ目の事務事業、3中学校施設改築事業費ですが、こちらも保全計画上の耐用限度が迫っております第一中学校の特別教室棟において、建てかえに伴い必要となる建築基準法に基づく調査の費用を計上しております。

次に、その下から始まる項5学校給食費でございます。80ページをごらんください。中段やや上、前のページから続く事務事業、4給食センター管理運営費の節18備品購入費では、給食センター関連備品として、小中学校に設置している牛乳保冷庫更新のための費用を計上しております。

その下、事務事業、5新給食センター整備事業費では、老朽化している給食センターの建てかえに向け、平成30年度はPFI導入可能性調査を実施するための費用を計上し、事業手法等について検討を行ってまいります。

その下からが項の6社会教育費でございます。82ページ、中段のやや下をごらんください。事務事業の4文化芸術振興事業費として、この後ご審議いただきます国立市文化芸術条例に基づき、(仮称)文化芸術推進基本計画を策定するための委員報酬など、関連する費用を計上しております。

84ページをごらんください。目2文化財保護費の事務事業、3文化財調査・活用事業費の節13委託料について、平成28年度に寄贈申し出があり、平成29年度に市の所有となりました本田家住宅の保存活用に係る経費として、応急修繕工事実施設計委託料や保存活用計画策定委託料などを計上しております。

88ページをごらんください。前のページから続きます目4芸術小ホール費の事務事業、1芸術小ホール管理運営費ですが、節15工事請負費、細節3改修工事において、老朽化が進む芸術小ホールのエレベーターや不具合が発生しております地下スタジオの照明、また、外壁等の改修に係る工事費用を計上してお

ります。また、その下、トイレ改修工事ですが、都のユニバーサルデザインまちづくり推進事業補助金を活用し、洋式トイレへの改修を実施する事業となっております。なお、この事業につきましては市内の各施設が対象となっております、歳出予算は各施設の所管課で計上しておりますが、補助金の手続など事業全体の取りまとめは教育委員会ではなく、健康福祉部で行っている事業となります。

同じ 88 ページの中段、目の 5 郷土文化館費の事務事業、1 郷土文化館管理運営費の節 15 工事請負費では、前回の葺きかえから 10 年以上経過し、劣化が進んでいる古民家の茅葺屋根の全面葺きかえを実施するための工事費を計上しております。

88 ページの下段からが項の 7 社会体育費となっております。

92 ページをお開きください。目の 2 社会体育事業費の事務事業の 3、ページの下段になりますが、オリンピック・パラリンピック関連事業費として、2020 年競技大会実施に向け、オリンピック・パラリンピアンを招聘しての講演会やしょうがいしゃスポーツ体験事業などを実施する経費を計上しております。

94 ページをお願いいたします。一番上、目の 3 体育館費の事務事業、1 体育館管理運営費の節 15 工事請負費、細節 3 改修工事において、総合体育館の外壁等改修工事に係る費用を計上しております。また、その下、トイレ改修工事ですが、先ほどの芸術小ホールと同様、都の補助金を活用し、洋式トイレに改修する経費となっております。

その下、項 8 より公民館費となっております。

1 枚おめくりいただき、96 ページ。目 1 公民館総務費の事務事業の 3 公民館維持管理事業費の節 13 委託料の細節 10 実施設計・工事監理等において、公民館の外壁について建築基準法の規定に基づく改修するための実施設計委託料を計上しております。

100 ページ、一番下をごらんください。事務事業の 5 自立に課題を抱える若者支援事業費では、NHK 学園との共催により、保護者・支援者向けセミナーを開催するための費用を計上しております。

また、同じ事務事業において、中高生向けの学習支援講座「LABO☆くにスタ」を継続実施するための謝礼、備品購入費等を計上しております。

次の 101 ページ、項 9 より図書館費となっております。104 ページ、中段やや下、目 1 図書館総務費、節 15 工事請負費、これは前ページから続く事務事業、3 図書館維持管理費となりますが、トイレ改修工事費を計上しております。これも先ほどの芸術小ホール、総合体育館同様、都の補助金を活用し、洋式トイレの改修を行う事業となっております。

続きまして歳入予算についてご説明をいたします。ページをおめくりいただきまして、1 ページをごらんください。

歳入につきましては、主に国や都からの補助金や諸収入からなっておりまして、教育費に関しましても、都や国から入ってくる費用など、市税以外で賄えるものが計上されております。1 ページからの表は左側ページに、款、項、目及び予算額が記載され、その右側に節と予算の説明がされており、その内訳がわかるようになっております。

4 ページをお開きください。前のページから続く、款 13 国庫支出金となりますが、中段の下、項 2 国庫補助金の目 5 教育費国庫補助金の節 2 小学校費補助金及び節 3 中学校費補助金におきまして、特別支援学級就学奨励費補助金や理科教育振興費補助金などが計上されております。また、小学校費補助金では、細節の 3 公立学校施設整備費補助金として第六小学校の非構造部材耐震化対策工事の補助金が計上されております。

5 ページより、款 14 の都支出金の記載がありますが、8 ページの中段やや下、項 2 都補助金の目 7 教

育費都補助金では、家庭と子どもの支援員やスクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフや放課後学習支援教室事業などに充当する補助金や特別支援教室整備のための補助金、部活動指導員の補助金などを計上しております。

10 ページの中段、項3 委託金、目6 教育費委託金として、節1 教育費委託金がございますが、教員の給与等支給事務に係る委託金やオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金などを計上してございます。

以上が教育費に関する平成30年度歳入歳出予算でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 感想です。今まで予算等々に関しては、市長とお話させていただいたり、何回か話が出てきて、それが形になって出てきたということだと思います。学校でいえば、先生方が働きやすいような状況をつくるため、国とか都の制度を活用して、国立でもしっかり対応していくというのを具体的な形になったというのを聞いてよかったなと思います。全体の支出の予算が9%を超えたと。本当は10%を超えてほしいのですが、なかなかそうもいかないと思うのです。これから議会で審議されますけれども、できる限り有効活用できるようにバックアップをしていければと思っております。

以上、感想でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょう。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第6号、平成30年度教育費予算案については可決といたします。



○議題(4) 議案第7号 国立市学校施設整備基本方針の策定について

○【是松教育長】 次に議案第7号、国立市学校施設整備基本方針の策定についてを議題といたします。なお、この国立市学校施設整備基本方針に関しては、統廃合の考え方等に関する説明を求める要望書をいただいております。後ほど取り扱うこととなりますが、事務局としてこの点についての説明があれば、あわせてお願いいたします。

山本教育施設担当課長。

○【山本教育施設担当課長】 お時間頂戴いたしまして、国立市学校施設整備基本方針の策定に関する議案をご説明させていただきます。

本議案は、昨年11月28日の定例教育委員会で素案としてご説明させていただいたものに必要な修正を加えまして、教育委員会として方針を策定すべく、ご提案するものでございます。

そういたしましたら、議案の鑑をおめくりいただきまして、国立市学校施設整備基本方針の記述原稿の主な内容、そちらをごらんいただければと思います。変更箇所は合計で8か所になりますが、内容にかかわる変更ではなく、記述内容の表現的な整理にとどまっております。

資料の見方をご説明いたしますと、左側が素案の記述で、右側が今回ご提案している案の記述になっております。変更箇所は赤枠で囲うか、黄色のマーキングをしております。また、添付させていただいております本編と概要版につきましては、変更箇所は赤字かつ下線を引いてございます。

それでは、変更箇所のご説明をさせていただきます。まず一つ目は、各学校の棟ごとの耐用年数、こち

らの記述の変更になります。従前は表記している年度の期初を耐用限度と捉えておりましたが、変更後は保全計画に合わせる形で期末として表記をしております。二つ目は、80年間使用できる学校の表記につきまして、第三小学校を加え、合計5校といたしました。保全計画では第三小学校の体育館が80年間の使用に適さないため、80年使用できる学校との表記はいたしませんでしたが、主な棟であります校舎、こちら80年使用できるため、学校全体としては80年使える。つまり、長寿命化が可能な学校として加えるものになります。三つ目は、9.1億円の表記を文章中に加えたものになります。「グラフでも明らかなように」と記載しておりますとおり、グラフを見れば9.1億円の費用不足は読みとれるのですが、あえて丁寧にと申しますか、本文中にも具体的な金額を記載いたしました。

次は、1ページ最後の図表番号の変更です。これは、単純に示している番号を変更いたしました。

裏面をごらんいただければと思います。次は、改築に係る期間の表記を変更いたしました。素案では、校舎棟や体育館の改築期間を前提に「3年程度」としておりましたが、外構ですとか校庭の再整備などの期間を含めまして考えた場合、それ以上となりますことから、「3年以上」と変更しております。

続いては、二つ目です。本編23ページ。概要版3ページ。統廃合などの検討を開始するところです。お手数ですが、概要版の3ページをお開きいただき、3ページの左下の赤字の部分をごらんいただければと思います。

この部分の検討に関しましては、統廃合だけではなく、文頭にありますように学区変更も含まれますので、「統廃合」というワードを削除いたしました。

そうしましたら、資料にお戻りいただきまして、先ほどの変更の主な内容になります。

裏面になります。残りの二つです。こちらにつきましては、単純な誤記の訂正ということで変更させていただいております。なお、素案につきましては、昨年12月に開かれました市議会、総務文教委員会で報告するとともに、パブリックコメントの募集を行いました。パブリックコメントの意見は、お配りしております資料の最後に「国立市学校施設整備基本方針（素案）に対するパブリックコメントまとめ」といったものに記載をしております。

内容につきまして、パブリックコメントを市議会また、市民の方からの要望書においても、統廃合や配置に関するご意見、ご質問がございましたが、本方針では統廃合をいつ、どこを行うといった具体的に決定したものではありません。子どもたちの学びや環境を最優先に考え、今後、児童・生徒数が減少し、望ましい教育規模が維持できないと把握されたときに、それに応じ十分な配置が必要であるといった方針を記述していると考えてございます。

パブリックコメントの主な内容といたしましては、通学路の安全や統廃合、学校配置に関する意見が4件。災害機能やバリアフリーなどの付加機能に関する意見が2件、ほかは保全計画によらない早期改築や本方針に対する基本的考え方へのご意見といったところございました。本方針決定後は、事務局にてパブリックコメントに対する考え方をホームページで公表したいと考えてございます。

また、加えて市民の方からの要望書につきましては、児童・生徒の急激な増加が見込めるのか、また、その施策はあるのかといったご質問をいただいております。本市の全体人口につきまして、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、その目標や施策を掲げております。また、本方針におきましては、児童・生徒は地域全体では短期的に維持または微増で、長期的には減少の傾向と捉えておまして、急激な増加は見込んでいない状況であります。ただし、その場合でもマンションなど大規模な開発があった場合は、学区単位では急激な児童・生徒の増加といったものが発生する場合があります。その場合は学区変更を含め、統廃合、つまりこの場合、大き過ぎる児童・生徒規模を望ましい規模にするための分離統

合などの結論を短期間にといいますか、緊急的に出す必要が生じる可能性があると考えておきまして、そのことを含めて本方針では検討を開始する時期といった点に記載してございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 質問というよりは感想みたいなものですが、よくまとめていただいて、何回かお話を聞いて、また、精査されている中で今回出てきていると感じております。ご苦労さまです。

ここは教育委員会ですので、学校施設の整備の計画ということで承りますけれど、市全体のいろいろな方向性と絡まることかなと思いますので、さまざまな問題が今後考えられて、出てくるのではないかなと個人的には思っています。特に学校と地域、地域というのが何なのかということすら、非常に曖昧だし、場所によっても違うだろうと思うのですけれども、その辺を今後いろいろ考えていかなければいけない状況が、国立市でも東京都でも日本全部でも出てくるのではないかなと思うのです。そのことと関連する部分が出てくるかなと少し思っているのです、その辺も含めていろいろ書いてありますので、状況に合わせて、また柔軟に検討していくこともできると理解をしたのです。このベースがあるということは、さまざま考えることにおいては、ありがたいなと思っております。

ちょっとまとまらない感想なのですけれども、以上でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○【高橋委員】 この整備基本方針は、もう何回か目を通して、文言もかなり読み込んできたつもりです。きょう赤字で変更したところ、「統廃合」というところを削除したと。確かに今、課長が説明してくれたようにもっともだなと思えました。統廃合というと、すぐ言葉がひとり歩きしてしまいますけれども、もうちょっと中身を考えていく必要があるのだなと、こんな感想を持ちました。手前みそですけれども、よくできているなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。嵐山委員。

○【嵐山委員】 統廃合という言葉は、もう少し何かかならないですか。統廃合という言葉は、いかにも役所用語で、実態は親も子どもみんな人口が減ってきて、どうしたらいいかという深刻な日本全体の問題だと思います。

話が飛ぶけれども、オリンピックでは、ついこの間生まれた 19 歳の子が金メダルをとるわけです。統廃合された学校で、あと 20 年後に生まれてくる子が、次のオリンピックで金メダルをとるようになります。

統廃合という深刻な問題を、苦労して一生懸命このようにつくってくれているのはよくわかります。ご苦労さまです。ただ、もう少しわかりやすいというか、一般の人に「うちの今度の孫は、どこへ行くのだろう」と、みんな現実的な問題になってきますから、これからの教育委員会は、深刻な、特に担当の方は苦労なさると思うけれどもご奮闘ください。我々も奮闘としなければいけないのですけれども。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

私のほうからも一言申し上げますと、この計画が半世紀、いわゆる 50 年、実際、方針案では 49 年間先を見越した学校整備のあり方について、その基本となる考え方をあらかじめここで示しておこうということです。もちろん 50 年先がどうなっていくかというのは、非常に読めないところがあります。ただ、今の日本の人口減少を考えますと、子どもの数は当然減ってくるだろう。では、国立ではその数の減り方が

どうなのかというと、残念ながらはっきりしたところが今、わかりません。少なくとも向こう 10 年は非常に微少の形で減っていくだろうと言われていています。ただ、その 10 年過ぎたあたりから、20 年、30 年たつにつれて、今の日本の児童減少数の傾向を見れば、国立においても、当然それは傾向値としてはかなりの減少をたどっていくだろう。そういうときに、現在ある学校の整備をどう考えたらいいのかということをごここで基本的な考え方を示したものです。当然ながら、大きく人口が減り、児童・生徒数が減っていく中で学校規模を維持して、そのスケールメリットを生かした学校運営をするには、嵐山委員のおっしゃりたいいわゆる統廃合という方法、あるいは学区の変更といった形で、今ある学校の幾つかに移行、集約していくということは当然考えなければいけないので、それはどういう形で手だてをしていくかということが、この中にも書かれております。

○【嵐山委員】 統廃合という言葉より、学区併合という言葉のほうがいいですね。

○【是松教育長】 おおむね 10 年先を見越して、新たにその方針に沿って学校を建てかえるべきなのか、それとも学区変更や統廃合によって整備をしていくべきなのか、という見きわめをつけていこうという基本を示したものです。

当面 10 年間で整備すべき学校が数校あるということで、特に二小と一中の特別棟、あるいは一中の本校舎については、この 10 年のうちに整備をせざるを得ない。つまり、建てかえをしていかざるを得ない状況があるということです。そのときに、向こう 50 年を見越したこの基本方針を年頭に置きながら、どういう建てかえの仕方をしていけばいいのか、ということも考えていく基礎となる整備方針の形になっております。50 年、長いスパンですので、またこの基本方針は、10 年スパンくらいで見直していくことになっていくのだらうと思いますが、当面、こういう方向で国立市の教育委員会としては、先 50 年の学校整備に関する基本的な整備方針を取りまとめたということで、それをご決議いただくこととなります。よろしくお願いたします。

それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 では、議案第 7 号、国立市学校施設整備基本方針の策定については可決といたします。



○議題（5） 報告事項 1）（仮称）国立市文化芸術振興条例案について（答申）

○議題（6） 議案第 8 号 国立市文化芸術条例案について

○【是松教育長】 次に、報告事項 1、（仮称）国立市文化芸術振興条例案について（答申）と議案第 8 号、国立市文化芸術条例案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは報告事項 1、（仮称）国立市文化芸術振興条例案について（答申）及び議案第 8 号、国立市文化芸術条例案についてご説明いたします。

まず、答申についてです。答申の鑑をごらんください。平成 30 年 1 月 30 日に、（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会委員長の池田良二氏より、是松教育長に「（仮称）国立市文化芸術振興条例案」を答申いたしました。検討の経過につきましては、資料最終ページの A 4 横の資料、【資料 2】「（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会 検討経過」のとおり、第 4 回委員会にて条例素案を取りまとめ、その素案に関するパブリックコメントの実施、市議会総務文教委員会並びに本定例会で報告し、皆様からいただいたご意見を第 5 回委員会で取り扱いを協議し、取りまとめたものがこの国立文化芸術振興条例案となっております。本答申を踏まえ、軽微な調整を加えた上で議案第 8 号、国立市文化芸術条例案を提案して

おりますので、条例の説明につきましては本議案資料にて行いますので、ご了承ください。

それでは、議案第8号の鑑をごらんください。条例の提案理由です。説明の欄に記載しておりますが、国立市における文化芸術施策の推進に向けて、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術を一層身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため条例を制定するものです。

1枚おめくりください。

まず、名称は、シンプルさを大切に、国立文化芸術条例としております。

前文です。パブリックコメントなどのご意見を踏まえ、若干文言を修正しましたが、国立市の地理的状況、歴史的特性、条例制定の決意を端的に表現しております。

第1条、目的です。文化芸術基本法第4条に基づき、文化芸術施策にかかわる市や市民等の責務、施策の推進に当たっての基本理念等を定め、「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現を目指しております。

第2条、基本理念です。文化芸術施策の推進に当たっては、「人間を大切にする」という市の理念の通り、「文化芸術活動の自主性、創造性の尊重」、「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」、「文化芸術を通じた交流の促進」、「文化芸術の次世代への継承」の4点を掲げております。また、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、3号、4号の文言を若干修正いたしました。

第3条、基本方針です。第2条の基本理念を受け、市、市民及び文化芸術団体の各主体が取り組むべき八つの方針を記載のとおり明示しております。素案からの主な修正点は2点あり、1点目は、1号冒頭の「あらゆる人々」の箇所が、素案では「年齢、しょうがいの有無または経済的な状況にかかわらず」と例示していた点です。例示しないと、その対象が曖昧になるとのパブリックコメントなどでご意見がありましたが、例示以外の例えば国籍やジェンダーなど、ほかの内容もあること。国の法律ではこのように明示しているが、国立市では「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」をするなど、進んだ状況もあるとの委員からのご意見もあり、対象を明示しない方向としております。

2点目は次のページ、8号です。小中学校の芸術に関する授業が削減されている状況に鑑み、児童期の芸術教育の充実について配慮するため、鑑賞の機会の充実もうたってほしいとの市議会総務文教委員会のご意見がありました。これらを踏まえ、素案では「文化芸術活動に参加できる確保」としていたものを記載のとおり「積極的に文化芸術活動に参加する環境の確保」と変更しております。

第4条、市の責務です。1項では、文化芸術施策を総合的に策定し、計画的に推進しなければならないこと。2項では、文化芸術施策をさまざまな分野と連携していくこと。3項では、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じることを規定しております。

第5条、市民の権利と役割です。標題の「市民の権利と役割」は、素案では「市民の役割」としており、「市民の立場」という記載のほうがよいのでは、とのパブリックコメントなどでご意見もいただいたところです。条例の趣旨に鑑み、市民の方にも文化芸術施策推進のための主体を担ってほしいということ。また、同様の条例を制定している他の自治体のほとんどが「市民の役割」という言葉を用いていることから、「市民の立場」とせず、さらに条文冒頭に市民の権利をうたっているため、「市民の権利と役割」としております。

第6条、文化芸術団体の役割です。国の文化芸術基本法で新たに位置づけられたものですが、文化芸術団体は自由で多様な活動を行うことで、市内の文化芸術活動を支えるとともに、市民への活動機会の提供などを行うことで、文化芸術活動の振興に努めることについて記述しております。

第7条、文化芸術施策の推進に関する計画の策定です。市の責務において、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進していくことを明記しましたが、これを実現するために必要な実効性のある計画

の策定について明記しました。また、計画策定に当たっては、次条の国立市文化芸術推進会議に諮るとともに、市民の意見を聞くこととしております。

第8条、推進会議の設置です。推進会議とは、文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するためのものです。素案では、2項から5項までの会議の組織及び運営に関する具体的な事項を盛り込んでいませんでしたが、法制担当と調整する中、条例に盛り込むべき内容となり、位置づけております。

付則です。本条例の施行日は、平成30年4月1日とすること。本条例を検討していた「(仮称)国立市文化芸術振興条例検討委員会条例」は、廃止すること。文化芸術推進基本計画を検討するための附属機関、文化芸術推進会議委員への報酬を支払うことを明示しております。

次のページからの資料、A4横版の「(仮称)国立市文化芸術条例(素案)についての意見募集の結果について」は、条例素案に関するパブリックコメントなどのご意見の概要とその取り扱いを記したものです。主な修正事項については、先ほど申したとおりですが、16番、29番で景観に関する文言を入れてほしいというご意見があり、その取り扱いについても議論しました。その結果、景観については、都市景観や環境分野の条例で既に規定されており、個別計画も策定されている状況があること。京都市の文化遺産としての景観という歴史の深い景観と国立市のは少し違うのではないかと。さらには、景観の意味する内容、大学通りのまち並み、とかハケなどの自然環境等広範ということもあり、本条例には景観について文言は取り入れないこととなりました。

なお、本議案は、本日定例会での審議を経て、2月26日から開催されます市議会第1回定例会に条例案を提案していきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明は終わりました。答申案並びに条例案、一括してご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第8号の採決に入らせていただきます。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 議案第8号、国立市文化芸術条例案については可決といたします。



○議題(7) 報告事項2) 平成30年度教育委員会各課の事業計画について(教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)

○【是松教育長】 次に、報告事項2、平成30年度教育委員会各課の事業計画についてに移ります。教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

初めに教育総務課事業について。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成30年度事業計画について、お手元の資料に沿って、主なものをご報告申し上げます。

主要事業の(1)教育委員会活動の自己点検評価の実施でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、報告書を作成し議会に提出するとともに公表いたします。例年同様9月議会に報告する予定となっております。

一つ飛びまして(3)くにたちの教育発行事業につきましては、例年どおり年4回の発行を予定してお

り、国立市の教育行政、学校教育全般の動向について広報してまいります。今年度より、サイズをA4判からタブロイド版へ大きくするとともに、カラー化をして情報発信力を強化しているところですので、この取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

(4) 就学援助手続につきましては、今年度より入学準備金の前倒し支給を開始し、この2月に新小学校1年生と新中学校1年生の保護者に対し、支払いを行いました。平成30年度においても、この取り組みを継続し、必要な時期に入学準備金の支払いができるようにしてまいりたいと考えております。

一つ飛びまして(6)通学路の安全対策につきましては、児童の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路交通課、そして立川警察と連携、協力した合同点検を実施したり、また見守り活動活性化のため、通学路の見守りに関する情報交換会を開催するなど、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(7)、(8)につきましては、主には教育施設担当の所管となりますが、教育総務課でまとめてご報告をいたします。

(7)の第二小学校建てかえに向けた検討では、先ほど平成30年度予算のところでも少し触れましたが、保全計画上の耐用限度が迫っております第二小学校について、建てかえに向けた具体的な検討を進めてまいります。平成30年度につきましては、(仮称)第二小学校改築マスタープランについて、保護者や地域住民の意見を聞きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

(8)の第一中学校特別教室棟建てかえに向けた検討では、こちらも先ほどの予算の説明時に触れましたとおり、保全計画上の耐用限度が迫っております第一中学校の特別教室棟について、平成30年度は建てかえに伴い、必要となる建築基準法に基づく調査を行ってまいります。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。教育総務課事業についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 今までしっかりやられてきたことが踏襲されていると思いますけれども、次年度は新しく始まる、特に第二小学校建てかえというのが非常に大きな新しい事案として出てくるし、関心も非常に大きいのではないかなと思うので、私も強い関心を持っています。丁寧にしっかりと皆さんの意見を聞きながら、進めていただけるようにしていただきたいなと思います。

○【**是松教育長**】 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて建築営繕課事業について。

川島教育総務課長。

○【**川島教育総務課長**】 それでは、建築営繕課の平成30年度学校施設関係の事業計画について、主要事業のご報告を申し上げます。予定している主な事業は、資料に記載のとおりですので、そのうち主な工事についてご説明をいたします。

まず、(1)について。第六小学校において、学校校舎の天井材等の耐震化対策を実施してまいります。平成30年度は2カ年工事のうちの1年目、第1期工事を行います。

(2)の小中学校トイレ洋式便器取替工事でございます。PTA等から要望が多いトイレ便器の洋式化につきましては、今年度において市の基本構想・基本計画で目標としておりました50%を全校の平均で達成したところです。しかしながら、まだ各学校で洋式化率にばらつきがあることなどから、当面の間は引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(3) につきましては、こちらも各校順次進めております学校のプールろ過装置改修工事を水泳の授業開始に間に合うよう、先ほどご説明した平成 29 年度、30 年度債務負担行為という形で、工期を平成 29 年度中より設定しております。なお、この第七小学校、第八小学校の 2 校が完了することにより、小中学校全 11 校のろ過装置の改修が完了することとなります。

(4) の第四小学校、第一中学校プールろ過配管修繕につきましては、先ほど補正予算の議案でご説明したとおりとなっております。

(5) の第二小学校プール塗装工事については、老朽化により、ところどころ塗装がはがれてきております第二小学校のプール水槽の塗装を行う工事で、ほかのプール関連工事同様、水泳の授業開始に間に合うよう債務負担行為で予算計上しております。

飛びまして (7) の中学校特別支援教室改修工事でございます。こちらについては、平成 30 年度より全小学校において特別支援教室が設置されるところですが、平成 31 年度の全中学校での開室に向け、各中学校の教室の整備を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ないようですので、続いて教育指導支援課事業について。

荒西指導担当課長。

○【**荒西指導担当課長**】 それでは、教育指導支援課の平成 30 年度事業計画について、新規事業を中心に
お伝えをいたします。

まず、Ⅱ「学力、体力向上事業」の 1、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて授業改善等を行いながら、新学習指導要領への円滑な移行処置を、移行準備を進めてまいります。今回、合同研のテーマも平成 30 年度新たに求められていることを踏まえた内容にしてまいります。

Ⅱの 2 について、プログラミング教育等にも関連して、児童の情報活用能力の育成に向けて、パソコンの使用時にもほかの学級から教室等で使用できるようにするために、新たにタブレットパソコンを 40 台追加配備いたします。このパソコンの有効な使い方等しっかり周知していきたいと思っております。また、小学校の 1 校をプログラミング教育推進校に推薦し、2 年間かけて他校に普及できる実践研究を進めてまいります。

Ⅲの 3 番について、平成 31 年度から新たに導入する中学校の特別支援教室の開室に向けて、先ほどの改修工事や必要備品類の調達などに加えて、教員の啓発などについても進めてまいります。

Ⅳの 2 番について、現在働き方改革の一環としてタイムレコーダーの導入、それから予算のところでも説明がありましたスクール・サポート・スタッフの配置。家庭と子どもの支援員及び部活動指導員の増員を行ってまいります。有効活用できるように学校を支援してまいります。

Vの 3、学校評議員制度の新設により複雑化、多様化する学校の課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

その他の事業につきましては、資料にあるとおりでございます。

以上でございます。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 指導要領も改定される途中で、いろいろ大きな変化がある中での計画と承りました。プログラミングであったり、うちでは特別支援教室を中学校にも入れるということもあります。もう一つ

は大きい部分で、子どもたちへの対応を先生たちがより効率的にできるように、家庭と子どもの支援員が配属されたり、そこを多分取りまとめていくのだろうスクールソーシャルワーカーさんのしっかりした働きとか、全体の組織づくりが結構あるなど思いました。あと、学校評議員制度についても同じようなことが言えるのではないかと思うのですけれども、ぜひいい方向にこれが行くように進めていただければと思いますし、関心を持って我々もお手伝いさせていただければと思っております。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 まず、感想ですけれども、部活動指導員が増員されるということで、予算のところでも明示されていて、非常にいいことだなと思います。これは誰も文句も出ないところで、ますます充実してほしいなと思っています。それから、タブレット型のパソコンが 40 台導入されるということで、まずその先進的な実践研究を 1 校でしていくということですが、これは候補として考えているところがあるのか、それともこれからなのか、その辺の構想で構いわないのですけれども、お願いします。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 こちらのほうは、東京都教育委員会から募集があり、1 校、今、推薦しておりますが、まだ東京都の決定が出ておりません。構想はございますが、学校名については控えさせていただきます。

○【高橋委員】 わかりました。ありがとうございました。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 オリンピック・パラリンピック教育の充実というのは何ですか。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都が全ての公立小中学校をオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定しておりますので、本市についても 11 校全て指定を受けているところでございます。まずは、その推進校として求められる資質や能力の育成や、さまざまに求められているオリンピック・パラリンピックに向けての取り組みをしっかりと充実させていこうというところで、教育委員会としても応援していこうという計画でございます。

○【高橋委員】 もう少し具体的に。今ではわからないと思います。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 教育のことを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善というのは、とてもいいのです。そういうことに対して、これを都がなんだか目先だけで言ったようなことを、そのままみんなやらざるを得ないというのでは困ります。感想です。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 今、ご質問いただいたオリンピック・パラリンピック教育の推進校については、来年度で 3 年目ということになります。今、指導担当課長から申し上げたように東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機会に、ボランティアマインドであったりとか、国際理解であったりとか、いわゆるオリンピックに関することを学ぶだけではなくて、海外からいろいろな方たちを迎え入れるための国際人としての準備等々を進めていくためのものであります。具体的な部分については、実際にパラリンピックの競技に触れてみたりとか、先ほど猪熊委員からもお話がありましたオリンピック・パラリンピ

アンを学校に招いてその精神を学ぶとか、そういった取り組みを進めているところであります。

○【嵐山委員】 よくわかりました。それからもう一ついいですか。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 タイムレコーダーの導入、具体的にどういうことですか。

○【是松教育長】 三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 こちらも教員の働き方改革の一環として、教員の勤務形態というのは、時間による管理を今までされてきませんでした。ですので、教員が時間を意識しながら毎日の仕事ができるようにということで、朝、職場に来たらタイムカードをガチャンと押し、退勤するときさらにタイムカードを退勤で押すということで、自分がどのぐらいの時間、学校に在籍しているのかということ意識させることによって、仕事の効率化を図ることを狙いにしています。大きな狙いは時間の管理ではなく、意識の変革というところになります。

○【嵐山委員】 教員がタイムレコーダーを入れるように徹底するということですか。教員は、タイムレコーダーは今までなかったのですか。

○【三浦教育指導支援課長】 はい。

○【嵐山委員】 そうですか。知らなかった。

○【是松教育長】 出勤簿に判こを押せばよかった。昔のやり方です。

○【嵐山委員】 我々もそうでした。自分で判こを押せばいいのですよね。私が 30 歳のときに勤めていた出版社が、タイムレコーダーを入れて時間で管理しようとした。すると、下駄を履いてきた人が壊してしまったのです。「ばかやろう、何だと思っているか」と怒って。そのことが非常に印象に残っています。まだ教員は、タイムレコーダーが入っていなかったのだと、驚きを持って感心いたしました。わかりました。

○【是松教育長】 下駄を履いてくる教員がいないことを祈ります。

私からも一つだけ。ここにはないのですけれども、これはどちらかというと、我々教育委員の仕事になりますが、30 年度「特別の教科 道徳」の中学校の教科書採択があります。専門部会の運営、それから審議会の運営の面でサポートをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、教育指導支援課の事業計画については終わりたいと思ひます。

続きまして、生涯学習課事業について。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成 30 年度事業計画についてご説明いたします。

まず、主要事業の（1）社会教育推進への取り組みの②についてです。（仮称）生涯学習計画の策定に向けて、庁内検討委員会を立ち上げ、現在、計画骨子案について議論しております。平成 30 年度は、この骨子案をもとに計画素案を策定し、計画素案に関するパブリックコメントでのご意見、第 22 期社会教育委員の会からのご意見などを踏まえ、平成 31 年 2 月に計画を決定してまいりたいと考えております。

③（仮称）文化芸術推進基本計画の策定に向けた取り組みにつきましては、先ほど議案第 8 号で提案した国立市文化芸術条例案に基づき、今後、附属機関を立ち上げ、文化芸術施策の持続的な振興を図るための計画策定に着手してまいります。

⑦芸術小ホールの外壁・設備等改修工事への対応につきましては、外壁改修工事のほか、エレベーター改修工事、地下スタジオの照明更新工事、トイレの洋式化工事を行ってまいります。

（2）文化財保存への取り組みの②についてです。本田家文化財の保存・活用計画につきましては、平成

29年度は主屋の状況調査を中心に行いました。平成30年度は、この調査結果を踏まえ、応急修繕への対応をしていくとともに、歴史が深い本田家において、どの時代に焦点を当てて活用していくのかなど、活用の方針に着手してまいります。また、郷土文化館とも連携し、秋に本田家文化財を中心とした企画展も予定しております。

⑧古民家茅葺屋根葺きかえ工事は、今回は土台を含め全面を葺きかえするものです。本工事は伝統的な行事の一つであると考えていますので、郷土文化館や学校などとも連携し、子どもたちも含め多くの方に工事状況を観覧いただけるよう工夫してまいります。

(4) 社会体育推進への取り組み②についてです。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に向け、しょうがいの有無や年齢に関係なく気軽に取り組める「ポッチャ」の普及を初め、広く市民が参加できるオリンピック・パラリンピック種目の体験会、あるいは講演会などを実施してまいります。また、⑥ですが、総合体育館もトイレの洋式化工事を含んだ外壁等改修工事を実施しております。

最後に(5)その他についてです。現在、くにたち文化・スポーツ振興財団が芸術小ホール、郷土文化館、古民家、総合体育館施設の指定管理者となっておりますが、指定期間が平成30年度末までのため、次期指定管理者の候補、指定期間等の選定に向けた取り組みに着手してまいります。

以上、生涯学習課の平成30年度事業計画となります。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【**山口委員**】 古民家の葺きかえ工事は非常に興味深いです。期待しております。以上です。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて給食センター事業について。

吉野給食センター所長。

○【**吉野給食センター所長**】 それでは、給食センターの平成30年度事業計画の主なものをご説明させていただきます。大きな1番の「食の安全安心の確保」では、遺伝子組換え、農薬使用等を極力抑えた食材を引き続き使用いたします。

(2) 放射能への対応は、給食センターでの独自測定と検査機関での測定を継続実施いたします。

また(4) 食物アレルギーや食中毒による事故防止のため、保護者に対し、アレルギー物質に関する資料提供を行ってまいります。

大きな3番の「円滑な運営管理の実施」で、(4) 施設整備の維持、改善の主なものとしましては、牛乳保冷庫の交換などを行ってまいります。

また、(5) 新給食センター施設整備事業の推進では、整備基本計画に基づきまして、PFI導入可能性調査等を進めてまいります。

給食センターの平成30年度事業計画の説明は以上でございます。

○【**是松教育長**】 給食センター事業についていかがでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 感想です。新しく給食センターの施設整備事業が始まっていくかと思っておりますので、大変だと思っておりますけれども、よろしくお願いします。あと、安全に食べられて当たり前ということで大変だと思うのですが、アレルギーに関しては注意深く対応していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、続いて公民館事業について。

石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、公民館の事業計画についてご説明いたします。1番から5番まで事業計画がございますけれども、各項目の計画は例年同様の計画となっておりますので、公民館事業の柱となる主催学習事業について説明いたします。

2番の「主催学習事業・会場提供事業」をごらんください。(1)自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業では、地域で子どもの居場所や学習支援などを行っているさまざまな団体を結びつけるための取り組みを実施します。また、中学生、高校生に向けた学習支援「LABO☆くにスタ」を公民館の地下ホールで月3回程度、水曜日に実施してまいります。

(2)他部課や他機関などと連携した公民館主催事業では、若者支援事業でNHK学園高等学校と共催。また、NHK学園を会場に子どもの授業の担当部署である児童青少年課あるいは教育指導支援課、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、さらに先ほど山口委員からもご報告がありました社会福祉協議会のCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)などとも連携した事業を展開してまいります。また、一橋大学大学院言語社会研究科と連携し、一橋大学院生講座を実施。さらには地域の自主防災組織や公民館利用者連絡会、ボランティアケアセンターなどと連携した事業なども実施してまいります。

(3)現代的な課題、生活や地域課題など市民ニーズに沿った事業の企画や、(4)学習や交流を通じた市民の自主的な活動や地域の仲間づくりも促してまいります。

以上のように社会教育施設としての役割を果たすために、市民の自主的な活動支援などを積極的に展開してまいります。

以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

それでは、最後になります。図書館事業について。

尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、平成30年度の図書館事業計画につきまして、お手元の資料で主要事業を1から10まで上げておりますが、このうち平成30年度に新たに実施するものが3件ございますので、これについてご説明いたします。

まず、3番の「児童サービス事業」の最後、第三次国立市子ども読書活動推進計画策定につきましては、同計画の策定委員会で審議を重ねた後、計画案をまとめ、教育委員会の了承をもって1月に計画策定を行う予定です。これにより第二次計画における子どもたちの読書活動を切れ目なく支援する体制を整えます。

次に、9番の「駅前市民プラザ」では、5月14日より国立駅前市民プラザを開設し、図書館の予約資料の受け渡しと返却ができるサービスポイントとしての機能が始まります。当該施設内には、図書館の利用案内や館報を置くなど図書館事業の広報にも努めてまいります。

また、10番の「施設維持管理」におきましては、東京都の補助金を活用し、中央図書館2階児童室フロアにある3基の和室トイレの洋式化を行う予定です。

その他、継続の事業を含めまして、図書館では子どもから大人まで、市民誰もが読書を通じて生涯学習を深められるよう、市民の自己教育と文化活動を支援する事業を実施してまいります。

説明は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 駅前市民プラザ、5月14日開設とお伺いして、これは新しいもので、雰囲気が大分変わるのではないかなと思います。図書館の関係だけではないとは思うのですけれども、いろいろな方の注目を浴びているし、やはり国立市として生活することは、非常に便利になる要素だろうと思うので、図書館事業に関して、ぜひいい形でアピールできたり、運営ができることをお願いしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 8番目の「国立本店等との連携」とは、どういう意味ですか。

○【是松教育長】 尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 国立市内の中地区なのですけれども、一般の施設、店舗を借りまして、コミュニティスペースのような形で本と人とを結ぶような形の事業をしている団体がございまして、そちらでは通常お部屋が開室されているときに、図書を展示して、お薦め本の紹介をしたり、そういった形でのコミュニティスペースという形で本と人とをつなぐということをやっている団体がございます。そちらと近年、連携等を組ませていただきまして、今年度ですと2回ほど和装本と洋装本をつくる講演会、企画をさせていただいたり、つながりなども持たせていただいております。

○【嵐山委員】 意味がわからないのですけれども。国立本店とは何ですか。

○【高橋委員】 名称なのでしょう。

○【尾崎図書館長】 そうです。国立本店という団体というか、活動されている方々のグループ名です。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 国立本店という名称は、本屋さんみたいなイメージがあるのですが、決してそういうことではなくて、いろいろな専門性やスキルを持った方々の集まりです。そのグループでいろいろな取り組み、楽しいことをやりましょうということで、本にかかわる取り組みをやったり、それから例えばアートビエンナーレの「Play Me, I'm yours」では古いピアノをいただいて、装飾して、これを市内に野外設置していこうというイベントを進めていますが、これにも国立本店さんもアーティストの方がいらっしゃるのです、参加して1台ペイントを行ったりと。そういったいろいろなことを専門性のある方、あるいは一般の市民の方も集まって活動していこうという市民のグループの名称です。

○【嵐山委員】 わかりました。で、図書館のことですが、前にも言ったことがあるのですが、国立はもう駅前の書店がなくなって、それから増田書店も今、私は苦しいと思っている。書店がどんどんなくなっていくのは大変なことで、私は出版社出身で、今でもそういう関係の人間は国立にいっぱいいます。新潮社や文芸春秋でも、ベストセラーになった文庫本を図書館が大量に買うと借りに行くと、書店で売れなくなる。それだけはやめてくれという声明を文芸春秋が出しました。それぐらいまで追い詰められているわけです。つまり、図書館が出版社を苦しめている。

図書館が、例えば全集とか子どもの本とか指定をすると急に売れて、私もそれで若干もうけさせてもらいました。指定になるとそういうこともあるのだけれども、現状では、ベストセラーを何冊も図書館に買ってもらう、自分は買わず、その本の貸出の順番を待つという。これが、日本の出版社を潰す元凶なのです。これは、各版元の人やいろいろな人と話をしても、いつもそのことが出るのです。

今、アマゾンはあるし、ほかのいろいろな要因もあるので、図書館だけのせいではないのだけれども、図書館と出版社の話合いというのは、実は書籍・雑誌業界における一番大きなテーマになっているのです。

いい本をセクションすることはいいのですけれども、この間、文春が抗議したように非常に売れた本、村上春樹の本などを文庫本にするときは、それを多く買って図書館が提供するというのをしないという、国立の図書館がそれを一つ示せば、日本全国に広がっていくというか、国立ならできると思うのです。ほかだったらできない。立川も大きな書店がどんどん潰れているでしょう。

そんなことを基本的には考えているのです。私にとって図書館は、ずっと昔から本を使わせてもらったりしている恩がある施設でもあるのです。

図書館の問題は、微妙ですね。我々全員、もう食いつぱぐれてしまいます。出版社もだめになるし、書店がなくなったまちというのは、それこそアートビエンナーレとか国立は文化のまちと言っているけれども、書店がなくなったら、文化のまちでなくなってしまいます。だから、それはとても大事なことです。

この間、京都大学の山極さんが来て話をして、小学生のころ、原っぱとか畑とか回って谷保天満宮まで走って、自然があって楽しかったということが一つと、それからあのころは、書店もあって洋書もあった。そういうものがあって、非常に自分の刺激になったということを話してもらいました。それが、公民館だよりも載っていました。公民館だよりはとってありますけれども、大変印象に残っているのです。

○【尾崎図書館長】 では、少し補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○【是松教育長】 尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 今のお話の中で図書の購入といいますが、収集方針につきましては、各自治体で方針があるものですから、なかなかこちらが外に向けてというところは難しいところなのですけれども、国立の図書の先ほどの文庫本の話が出ましたが、それにつきましては、私ども原則は単行本の購入ということで基準を設けております。どうしても単行本が入手できない場合に限って、文庫もということでおさめさせていただいているところです。また、複本につきましても、ベストセラーを数多く買うということよりは、なるべく多岐に資料を買えるようにということで、ある程度2冊目の複本につきましても基準というものを設ける中で、必要以上には多く購入しないような配慮は行っている状況でございます。

○【是松教育長】 確かに出版、書店、文化の華やかなりしころは、図書館の影響なんて微々たるものだったと思うのですけれども、今のように活字離れや電子媒体、あるいは大規模な古本流通書店みたいなのができていく中では、単行本の出版、それから書店経営は厳しいものだと思います。そういった時代に図書館がどういう態度で臨んでいくか、特に出版文化や書店文化を継続させて、ともに図書館と併存していくにはどうしたらいいかというのは、大きな課題だと思いますので、ぜひ館長もそこを意識して図書館の運営をよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、平成30年度の教育委員会各課の事業計画については、これで終了させていただきます。



○議題（8） 報告事項3） 国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについて

○【是松教育長】 引き続き、報告事項3、国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、国立市教育委員会教育振興施策の体系の見直しについてご報告をいたします。

この教育振興施策の体系につきましては、教育委員会全体の施策を体系的に整理し、一覧できる表として整理・作成したものとなっております。

表の構成といたしまして、一番上に別途教育委員会として設定いただいております教育目標、基本方針を示した上で、その下の表において左から施策目標、施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組と体系的に記載し、一番右にその事業・取組の主管課を記載しております。

今回、平成 30 年度に向けて新たな事業等を追加し、改正をしてみたいと考えておりますので、その改正内容の案をご報告させていただくものです。

具体的内容において修正した箇所につきましては、資料中、アンダーラインでお示しをしております。

修正箇所で主なものをご説明いたします。まず、表面ですが、ほとんどが教育指導支援課の所管する内容となりますが、主に新学習指導要領の内容に対応するための記載の変更などを行っております。表の左から 2 番目、施策の柱「自他の生命を大切に、人権尊重の精神を重視した『命の教育』」の主要施策の一番上、「1 人権教育の推進」。主要事業・主な取組に施策の柱ともなっている「命の教育」を新たに追加しております。その下、主要施策の「2 道徳性を養う教育の推進」の主要事業に「『特別の教科 道徳』への取組」という記載をしております。以前は、「考え、議論する道徳」としておりましたが、平成 30 年度から小学校において道徳が教科化されることなどに伴い、記載を変更しております。

その 4 段下、施策の柱「主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、確かな学力をはぐくむ教育」の主要施策「3 外国語（英語）教育の推進」の主要事業・主な取組において、「小学校外国語活動（第 3～第 6 学年）の先行完全実施」を新たに記載しております。また、そのすぐ下、主要施策の「4 学習習慣の定着を図る取組」の主要事業・主な取組におきまして、「長期休業日等の補習活動」を追加いたしました。

その 2 段下、施策の柱「学びを人生や社会に生かそうとする豊かな心をはぐくむ教育」の主要施策「2 情報教育の推進」の主要事業・主な取組に「プログラミング教育」を追加しております。

その 5 段下、施策の柱「健康な身体をはぐくみ、体力を高める教育」の主要施策の「2 基本的生活習慣確立の取組」の主要事業・主な取組に「生活モラル・マナーの習得と生活規律の指導」、「SNS 学校ルール」の活用」を新たに追加しております。

その 4 段下、施策目標「学びをつなげ、途切れない教育と支援を行います」の施策の柱「義務教育 9 年間を通じた一貫した指導観に基づく教育」の主要施策 1 につきまして、これまでの「問題解決型学習型授業の推進」から、記載にありますとおり「カリキュラムマネジメントの推進」に改めております。また、その隣の主要事業・主な取組において、アンダーラインの引いてある 2 項目を新たに追加しております。

その二つ下、施策の柱「児童・生徒一人一人のよさや可能性を引き出し、そのニーズに応じた教育」の主要施策「1 特別支援教育体制の充実」の主要事業・主な取組に特別支援教室に関する記載がございますが、現在の状況に合わせ、「小学校全校実施と中学校開設の準備」という記載に改めております。

裏面をごらんください。一番左の施策目標の一番上、「教員の資質・指導力とともに、学校の経営力・組織力を高めます」の施策の柱の上から三つ目、「学校の教育目標を実現できる組織力の向上と特色ある学校づくり」の主要施策の 2 の記載ですが、これまでの「校務改善の推進」という記載から、現在社会的にも課題となっており、国立市においても取り組みを進めております「教員の働き方改革の推進」との記載に改めております。それに合わせ、主要事業・主な取組の内容も記載のとおり変更しております。

次に、最後の施策目標「生涯にわたって豊かな学びと、文化・芸術、スポーツ活動を支援します」の施策の柱「生きがい、ふれあいを育む生涯学習」の主要施策の「2 公民館・図書館を中心とした学習機会・学習情報提供の推進」の主要事業・主な取組の最後に、現在策定を進めている「第三次子ども読書活動推進計画」の記載を追加しております。

施策の柱の下から2番目、「誰もが文化・芸術に親しめる機会の充実」の主要施策「2 市民の文化・芸術活動の支援の推進」の主要事業・主な取組に文化芸術条例に基づいて、今後策定予定の「文化芸術基本計画策定」を新たに追加しております。

最後に、施策の柱「体力・健康の保持、増進を図るスポーツ・レクリエーション」の主要施策「1 市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進」の主要事業・主な取組に、今年の組織改正により教育委員会の所管となっておりますオリンピック・パラリンピック関連の事業を新たに追加しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。先ほどの事業計画の中で述べられたことについて、新たな部分も差し込んでいる状況でございます。よろしいですか。

山口委員。

○【**山口委員**】 目標と柱と主要施策、多少変わっているところがあるのですが、ほとんど今までの項目が踏襲されていて、その中身をより現状に合わせて充実しています。私自身は、特に一番上の人権教育の推進のところに「命の教育」というのがはっきり入ってきたのは、うれしいなと思っております。

以上でございます。

○【**是松教育長**】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。



○議題（9） 報告事項4） 市教委名義使用について

○【**是松教育長**】 それでは、報告事項4、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【**津田生涯学習課長**】 それでは、平成29年度1月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認6件でございます。

まず、公益財団法人たましん地域文化財団主催の企画展「99歳の彫刻家・関頑亭一声字実相義 耳で見つめ、目で聴く一」です。彫刻家・関頑亭の足跡を紹介し、作品に親しんでもらうことを目的に展覧会とギャラリートークを平成30年3月27日から7月1日までの間、たましん歴史・美術館にて行います。入館料は300円で、中学生以下は無料です。

2番目は、憲法とわたしたち連続講座実行委員会主催の講演会「『憲法とわたしたち連続講座』その50」です。今回は、「象徴天皇と憲法改正」をテーマにした学習会を平成30年2月17日14時より、国立市公民館和室において開催します。参加費は資料代500円となっております。

3番目は、公益社団法人立川青年会議所主催の「第953回例会大人も子供も繋がる場所～サード・プレイスについて考えよう～」です。地域がかかわる青少年育成について考える機会をつくることを目的に、田中俊英氏を招いての講演とキッズドリームチャレンジ実行委員会による発表会を平成30年3月7日19時より、立川市女性総合センターアイムのホールにて行います。参加費は無料です。

4番目は、キッズドリームチャレンジ実行委員会主催の「キッズドリームチャレンジ2018」です。子どもたちの自己肯定感や自主性、地域愛を育んでもらう機会の創出を目的に、平成30年5月15日から9月16日までの期間で、職業体験や職業体験発表会を立川都市軸サンロードにおいて行います。参加費は3,000円となっております。

5番目は、くにたちさくら音楽隊主催の「第7回くにたちさくら音楽隊2018」です。乳幼児からご年配までの方にジャズの生演奏などを楽しんでもらうことを目的に、平成30年4月15日くにたち市民芸術小ホールにおいて、2部構成のコンサートと楽器の無料修理を開催します。入場料は、第1部子どもの部は

500 円、第 2 部は 2,000 円で、いずれも中学生以下は無料です。

6 番目は、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第 40 回ファミリーコンサート」です。国立市民などへの身近な演奏会の提供による音楽文化振興への貢献を目的に、モルダウなどのクラシック音楽を楽しんでいただく演奏会を行います。開催日時は平成 30 年 4 月 22 日 14 時より、会場は一橋大学兼松講堂にて行います。入場は無料です。

以上、6 件につきまして事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。



○議題 (10) 報告事項 5) 要望書について

○【是松教育長】 それではないようですので、報告事項 5、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は 2 件です。「子どもたちが主権者の社会科教育を求める会」より、「都教委の『東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書』5 頁の重大な誤りを訂正するよう、国立市教委から求めて頂きたい等の要望書」を、また、市民の方より、「国立市学校施設整備基本方針」に関連する要望をそれぞれいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 報告は終わりました。それではまず第 1 件目についてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ないようでしたら、少し私のほうから意見というか、感想を述べさせていただきます。

東京都のチームとしての学校あり方の報告の中で、確かに我が国の学校は明治期の学制発布以来の民主的かつ平等の名のもとに同じ学校の教職員は云々と書いてあります。その明治期の学制発布以来の学制のあり方の中で、民主的平等という言葉があてはまっているのかどうかということは、確かに疑問に感じるところもありますが、この文自体が東京都の回答では、要望者の文面にもありますように、歴史認識を示したものではないと申しております。何らかの勘違いかもしれません。そこら辺はよくわかりませんが、この言葉自体がチームとしての学校のあり方そのものに影響を及ぼしているものではないと私は思っております。ただこの内容の変更、訂正、修正等については、個々の文章表現になりますので、文章作成責任者であるチーム学校のあり方検討委員会または東京都教育委員会が適正に判断し、処置すべきものと考えておりますので、市教委より東京都等に対して指示をする内容ではないと考えているところです。

以上でございます。

ほかにごございますか。ないようでしたら、続いて 2 件目について。先ほど事務局より報告をいただいておりますが、改めて補足説明等ありますでしょうか。

山本教育施設担当課長。

○【山本教育施設担当課長】 先ほどの議案の第 7 号で説明したとおりでございますので、特に補足説明はございません。

○【是松教育長】 委員のほうからございますでしょうか。先ほどご要望でいただいた質問については、お答えさせていただいたと認識しておりますので、この要望書についても以上をもって終了したいと思います。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めてお

きます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回でございますが、市議会の日程との関係から通例の火曜日ではなく、3月22日木曜日午後2時から、こちら教育委員室で予定してございます。

○【是松教育長】 それでは次回の教育委員会は、3月22日木曜日午後2時から。会場は教育委員室といたします。傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時59分閉会